

奈良県告示第四百三十六号

平成七年三月奈良県告示第五百八十八号（かいでない出先その他の機関の会計事務の委任）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

表奈良商工高等学校の項及び榛生昇陽高等学校の項を削る。